第1号様式(第4条関係)

宿泊税特別徴収義務者指定通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
又は所在地
氏　　名
又 は 名 称　　様

大分県大分県税事務所長　　印

大分県宿泊税条例第6条第2項の規定により、下記のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので、通知します。

特別徴収義務者	住　　所 (所在地)	
	氏　　名 (名称及び 代表者の氏名)	
施設	所　在　地	
	名　　称	
備 考 (理 由 等)		

注　この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第2号様式(第4条関係)

宿泊税特別徴収義務者指定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
又は所在地
氏　　名
又は名称　　様

大分県大分県税事務所長　　印

大分県宿泊税特別徴収義務者の指定については、次の理由により取り消します。

施設	所在地	
	名称	
指定取消年月日		年　　月　　日
指定取消の理由		

注　この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条関係）

※処理事項		
	施設番号	
	登録年月日	年　月　日
	電算入力年月日	年　月　日

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

年　月　日

大分県大分県税事務所長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

大分県宿泊税条例第7条第1項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者としての登録を申請します。

施設の許可・届出	住所又は所在地	（〒　－　）			
	ふりがな				
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
	種別	□ 旅館・ホテル　□ 簡易宿所　□ 住宅宿泊事業			
	許可・届出年月日	年　月　日	許可・届出番号		
	登録申請者と届出名義人との関係				
施設	所在地	（〒　－　）　電話（　）　―			
	ふりがな				
	名称				
	概要	客室数	室	収容人数	名
	経営開始（予定）年月日	年　月　日			
住宅宿泊事業における管理業者	管理業者の有無	有　・　無			
	住所又は所在地	電話（　）　―			
	氏名（名称及び代表者の氏名）				
共同事業者	共同事業者の有無	有　・　無			
	住所又は所在地	電話（　）　―			
	氏名（名称及び代表者の氏名）				

特別徴収義務者報償金受取口座情報	銀行等	金融機関名	銀行・労働金庫 信用金庫・信用組合 農協・漁協	本店営業部 支店・出張所 本所・支所 代理店	
		口座種別	普通・当座・（　）	口座番号	
		口座名義人（カナ）			
	銀ゆうちょ行	通帳記号	0	口座番号	
		口座名義人（カナ）			
書類送付先	住所	電話（　）　―			
	ふりがな				
	氏名（法人名）	e-mail（　@　）			

1　複数の宿泊施設を有する場合は、施設ごとに申請書を提出してください。

2　※印欄は記載しないでください。

3　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください（個人番号の記載は任意です。）。

第4号様式（第5条関係）

宿泊税特別徴収義務者登録通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
又は所在地
氏　　名
又は名称　　様

大分県大分県税事務所長　　印

大分県宿泊税条例第7条第3項の規定により、特別徴収義務者として、次のとおり登録したので通知します。

特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施設	所在地	
	名称	
施設番号		

第５号様式（第５条関係）

大分県
宿泊税特別徴収義務者証票

大分県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

大 分 県

Accommodation Tax
Special Collection Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Oita Prefectural Government Accommodation Tax Ordinance.

Oita Prefectural Government

施設番号
Facility Number

第6号様式（第5条関係）

宿泊税特別徴収義務者登録事項変更届出書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

住　　所
又 は 所 在 地
氏　　名
又　は　名　称
個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

大分県宿泊税条例第7条第6項の規定により、下記のとおり特別徴収義務者の登録の変更を届け出ます。

施　設	所 在 地	電話（　　）　　—	
	名　　称		
	施設番号		
変 更 事 項			
		変更前	変更後
特別徴収義務者	住　　所 又 は 所 在 地		
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
施設	所　在　地		
	名　　称		
その他 （報償金受取口座の情報等） ※変更となる項目及びその内容を記載してください。			
変 更 年 月 日		年　　月　　日	

注　1　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください（個人番号の記載は任意です。）。

2　変更内容が確認できる書類を添付してください。

第7号様式(第5条関係)

宿泊税経営休止・再開・廃止届出書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

大分県宿泊税条例第7条第7項から第9項までの規定により、次のとおり届け出ます。

施設	所在地	電話(　　)　　—
	名称	
	施設番号	
届出区分		1　休止　　2　再開　　3　廃止
休止期間		年　月　日　から　年　月　日　まで
再開年月日		年　月　日
廃止年月日		年　月　日
休止又は廃止の理由		

注　1　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください(個人番号の記載は任意です。)。

2　廃止の場合は、旅館業法又は住宅宿泊事業法の規定による廃止届の写しと交付した宿泊税特別徴収義務者証票を添付してください。

第8号様式（第6条関係）

宿泊税特別徴収義務者証票亡失届兼再交付申請書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

住所
又は所在地
氏名
又は名称
個人番号又は法人番号
（右詰で記載）

宿泊税特別徴収義務者証票を亡失したため、大分県宿泊税条例施行規則第6条の規定により、再交付を申請します。

施設	所在地	電話（　　）　　—
	名称	
	施設番号	

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください（個人番号の記載は任意です。）。

第9号様式(第7条関係)

宿 泊 税 納 入 申 告 書

受付印

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

※処理事項	施設番号		
	通信日付	確認印	精査検算
	年　月　日		

特別徴収義務者	氏名又は名称	
	個人番号又は法人番号	(右詰で記載)
	住所又は所在地	
	担当者の氏名	電話(　　)　　—
施設	ふりがな	
	名称	
	所在地	
	施設番号	

宿泊月	区分	宿泊数	税率	税額
年月分	1人1泊5千円未満		100円	円
	1人1泊5千円以上2万円未満		200円	
	1人1泊2万円以上10万円未満		500円	
	1人1泊10万円以上		2000円	
	小　計			
	課税免除			

※2				
年月分	1人1泊5千円未満		100円	円
	1人1泊5千円以上2万円未満		200円	
	1人1泊2万円以上10万円未満		500円	
	1人1泊10万円以上		2000円	
	小　計			
	課税免除			

※2				
年月分	1人1泊5千円未満		100円	円
	1人1泊5千円以上2万円未満		200円	
	1人1泊2万円以上10万円未満		500円	
	1人1泊10万円以上		2000円	
	小　計			
	課税免除			

合　計			

1　※印欄は記載しないでください。

2　※2欄は、申告納入期限特例の適用を受けている場合（3ヶ月に1度の申告の場合）に記載してください。

3　課税対象及び課税免除の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（「宿泊税月計表」等を添付してください。）

4　申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。

5　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください（個人番号の記載は任意です。)。

第10号様式（第9条関係）

宿泊税申告納入期限特例適用者指定申請書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

住所又は所在地

氏名又は名称

個人番号又は法人番号（右詰で記載）

大分県宿泊税条例第8条第2項の規定により、納入申告書の提出期限及び納入期限の特例を受けたいので、次のとおり申請します。

施設	所在地	電話（　　）　—		
	名称			
	施設番号			
経営開始年月日		年　月　日		
宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出年月日		年　月　日		
大分県宿泊税条例第8条第4項の規定による指定の取消	有・無	取消年月日	年　月　日	
申請日の属する月前12か月間の宿泊税の徴収すべき金額の合計額		円		
宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定（※申請月前12か月間に係るもの）	有・無	決定年月日	年　月　日	
県税に係る徴収金の滞納（※申請月前12か月間に係るもの）	有・無			

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください（個人番号の記載は任意です。）。

第11号様式（第9条関係）

宿泊税申告納入期限特例適用者指定等通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
又は所在地
氏　　名
又は名称　　様

大分県大分県税事務所長　　印

年　　月　　日付けで申請された、宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例について、次のとおり指定・不指定・取消しとしましたので、大分県宿泊税条例施行規則第9条第2項又は第3項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
施設	所在地	
	名称	
施設番号		
処分の内容	1　指定します 年　月分（　　月末日納期分）に係る申告から適用します。 2　不指定とします。 (理由) 3　指定を取り消します。 (理由)	

注　この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式(第10条関係)

宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務の免除）申請書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

住所又は所在地
氏名又は名称
個人番号又は法人番号（右詰で記載）

年　　月分の宿泊税額について、大分県宿泊税条例第9条第2項の規定により、下記のとおり還付（納入義務の免除）を申請します。

施設	所在地			
	名称			
	施設番号			
還付又は納入義務の免除の別		還付・納入義務の免除		
課税標準となる宿泊数及び納入すべき税額		税率100円	泊	円
		税率200円	泊	円
		税率500円	泊	円
		税率2,000円	泊	円
納入すべき税額（ア）				円
（ア）のうち既に納入した税額		税率100円	泊	円
		税率200円	泊	円
		税率500円	泊	円
		税率2,000円	泊	円
納入年月日		年　　月　　日		
還付又は納入義務の免除を受けようとする宿泊数及び還付又は納入義務の免除を受けようとする税額		税率100円	泊	円
		税率200円	泊	円
		税率500円	泊	円
		税率2,000円	泊	円
還付又は納入義務の免除を受けようとする額の総額				円
還付又は納入義務の免除を受けようとする理由				
その他参考となる事由				

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください（個人番号の記載は任意です。)。

第13号様式(第10条関係)

宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務の免除）通知書

第　　号
年　　月　　日

住　　所
又は所在地
氏　　名
又は名称　　様

大分県大分県税事務所長　　印

　　年　　月　　日付けで申請された、宿泊税徴収不能額等の還付（納入義務の免除）について、次のとおり決定したので、通知します。なお、大分県宿泊税条例第9条第3項の規定により、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金がある場合は、当該還付すべき額を充当します。

施設	所在地	
	名称	
	施設番号	
決定		・還付します。 ・納入義務を免除します。 ・還付（納入義務の免除）をしません。

算定の基礎

申請月	還付（免除）申請税額	還付（免除）決定税額	摘要
年　月分			

備考（理由等）

注　この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

　なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式(第11条関係)

宿　泊　税　納　税　管　理　人　申　告　書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

特別徴収義務者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
個人番号又は法人番号	┆┆┆┆ ┆┆┆┆ ┆┆┆┆ (右詰で記載)
電話番号	
施設番号	

宿泊税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため、下記の者を納税管理人に定めましたので、大分県宿泊税条例第10条第1項の規定により申告します。

納税管理人

住所又は所在地	
氏名又は名称	
電話番号	

納税管理人となることを承諾しました。

年　　月　　日

氏名又は名称

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください(個人番号の記載は任意です。)。

第15号様式(第11条関係)

宿 泊 税 納 税 管 理 人 承 認 申 請 書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

特別徴収義務者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	
個人番号又は法人番号	┆┆┆┆ ┆┆┆┆ ┆┆┆┆ (右詰で記載)
電　話　番　号	
施　設　番　号	

宿泊税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため、下記の者を納税管理人に定めたいので、大分県宿泊税条例第10条第1項の規定により申請します。

納税管理人

住所又は所在地	
氏名又は名称	
電　話　番　号	

納税管理人となることを承諾しました。

年　　月　　日

氏名又は名称

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください(個人番号の記載は任意です。)。

第16号様式(第11条関係)

宿 泊 税 納 税 管 理 人 選 定 免 除 認 定 申 請 書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

特別徴収義務者

住 所 又 は 所 在 地	
氏 名 又 は 名 称	
個人番号又は法人番号	┆┆┆┆ ┆┆┆┆ ┆┆┆┆ (右詰で記載)
電　話　番　号	
施　設　番　号	

宿泊税に係る納税について、納税管理人を定めることを要しない旨の認定を受けたいので、大分県宿泊税条例第10条第3項の規定により申請します。

選定を要しない理由	

注　「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載してください(個人番号の記載は任意です。)。

第17号様式(第14条関係)

宿泊税 更正決定通知書兼加算金決定 納入納付通知書

施設番号										

第　　号

年　　月　　日

〒

所在地

特別徴収義務者　　様

大分県大分県税事務所長　印

下記のとおり、更正決定したので通知します。この通知書による不足税額及び加算金並びに延滞金額は、　　年　　月　　日までに、大分銀行、県収納代理金融機関、県税事務所に納入書納付書によって納入納付してください。

調査による過不足税額　(ア)	円
過少申告加算金　(イ)	円
不申告加算金　(ウ)	円
重加算金　(エ)	円
納入納付すべき不足税額の合計額(ア)＋(イ)＋(ウ)＋(エ)	円

更正、決定又は加算金決定の理由

※　延滞金は、注2により計算してください。

注1　この更正、決定又は加算金決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。)。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　延滞金は、申告納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算してください。

なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

宿泊税 更正／決定／加算金決定 月別内訳書

施設番号											
区分／年月	税率	申告／更正／決定 済額		更正／決定 額		差引過不足額		加算金決定額			
		課税標準（宿泊数）	税額	課税標準（宿泊数）	税額	課税標準（宿泊数）	税額	区分	%	金額	
・	100円		円		円		円				円
	200円										
	500円										
	2,000円										
・	100円										
	200円										
	500円										
	2,000円										
・	100円										
	200円										
	500円										
	2,000円										
・	100円										
	200円										
	500円										
	2,000円										
・	100円										
	200円										
	500円										
	2,000円										
合計								／	／		

注1　加算金決定の区分欄の「少」は過少申告加算金、「不」は不申告加算金、「重」は重加算金を表示しています。

2　加算金決定の内容が過少申告加算金の場合の加算金決定額は、更正により不足する税額(加算金決定の基礎となった更正前に更正があった場合は、その更正による不足税額の合計額)が、提出期限までに提出された申告書に係る税額と50万円のいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(今回決定した加算金の算出の基礎となる税額の更正による不足税額が限度となります。)に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。

3　加算金決定の内容が不申告加算金の場合の加算金決定額は、決定又は更正等により納入すべき税額(加算金決定の基礎となった更正前になされた提出期限後の申告又は決定等があった場合は、これらによる納入すべき税額の合計額)が50万円を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(今回決定した加算金の算出の基礎となる税額の決定又は更正等により納入すべき税額が限度となります。)に5%の割合を乗じて計算した金額が加算されています。